

猪苗代キッズスキークラブ活動規約

(名称)

第1条 本クラブは「猪苗代キッズスキークラブ」(以下、「本クラブ」という)と称し、「猪苗代スキークラブ」に属する団体として事務局を猪苗代スキークラブ内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、会員がスキーを通じて自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康、体力を保持増進するとともに、相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく健全な育成に寄与することを目的とする。

また、クラブの活動を通じて、子供たちにルールを守ることの大切さや社会ルールやマナーを体得させることとする。

(活動)

第3条 本クラブは前条の目的を達成するために次に掲げる活動等を行う。

- (1) 活動期間中の定期的なスキー活動の実施
- (2) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (3) 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (4) その他、本クラブの目的達成のために必要な活動の実施

(会員資格)

第4条 原則として、猪苗代町在住で、活動予定の年度内において満5歳以上かつ小学生6年以下の者であること。

会員の募集は年度毎に行い、その資格は年度内で有効である。

(会員の義務)

第5条 会員は、クラブ活動の際は本クラブが定める諸規則及び指導者の指示に従わなければならない。

(役員)

第6条 クラブに次の役員を置く。

会長 一名

副会長 二名(一名は保護者から選出する)

理事 五名以内(キッズスキークラブ代表が委嘱する。)

事務局長 一名・事務局員若干名

第7条 役員は次の者になることができる。

- (1) 猪苗代スキークラブの会員
- (2) 本クラブ会員の保護者
- (3) 猪苗代スキー学校に所属する者

第8条 顧問を置くことができる。

(保護者の義務)

第9条 会員の保護者は次に掲げる義務を負う。

会員をクラブが定める諸規則及び指導者の指示に従わせること。

会員が通常の生活において介助を要する場合には、クラブ活動時には会員に帯同しなければならない。

本クラブの運営に参加し、会員の育成に協力する。

本クラブが別に定める活動協力のための義務を負うこととする。

所定の会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当した場合は、本クラブはその会員に対して、年度途中でも会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本クラブの品位名誉を傷つけ、本クラブの秩序を乱したとき
- (2) 本クラブが定める諸規則に著しく違反したとき
- (3) 指導者の指示または注意に著しく違反したとき
- (4) 入会に際し虚偽の申告をしたとき
- (5) 他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与える行為をしたとき

(事故の責任)

第11条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブが定める諸規則及び指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起っても、クラブ等に対し損害賠償を請求しないものとする。

会員がクラブ活動の際、万一事故や盗難が発生した場合は、本クラブに過失がある場合を除いて一切責任を負わないものとします。

(損害等の賠償)

第12条 本クラブ活動中の損害及び傷害等については、クラブが加入する保険の範囲内でのみ対応するものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、会長が定める。

平成19年 9月23日

平成20年10月 3日改正

平成24年11月30日改正